

建設事業主等に対する助成金（旧建設労働者確保育成助成金）

建設事業主等に対する助成金は、建設事業主や建設事業主団体等が、建設労働者の雇用の改善や、建設労働者の技術の向上等をはかるための取り組みを行った場合に助成を受けることができる制度です。助成金の受給対象会社であるか、書類の記入方法、助成金額などの詳細は、北海道労働局へお問い合わせ頂くか、下記リンク先をご確認ください。

[北海道労働局 各種助成金制度のご案内](#)

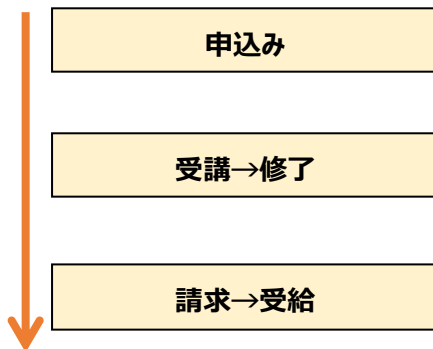
[厚生労働省 建設事業主等に対する助成金（旧建設労働者確保育成助成金）](#)



○支給の対象になる技能講習

- ・車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習
- ・小型移動式クレーン運転技能講習・玉掛け技能講習
- ・高所作業車運転技能講習

○助成金の申請・受給の手続き



労働局に受給資格があるかどうかお問い合わせの上、中央バス自動車学校で申し込み・支払、「助成金コースで受講」とお伝えください。

修了後請求書類一式必要事項をご記入の上、受講終了日の翌日から2か月以内に労働局宛てに提出してください。

「特別教育等助成金制度」

季節労働者の方が、仕事や就職に役立つ様々な資格を取得するために、講習料金を助成する制度です。詳細は、[さっぽろ季節労働者年間雇用促進支援協議会](#)へお問い合わせください。

○特別教育等助成金支給対象者

雇用保険の「短期雇用特例被保険者」として雇用されている方、または直前に雇用されていた方

○特別教育等助成金支給対象技能講習

- ・車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習
- ・フォークリフト運転技能講習・小型移動式クレーン運転技能講習・玉掛け技能講習
- ・高所作業車運転技能講習



○助成金額

受講料全額(10万円限度)～年度内であれば複数申請可

○助成金受理の流れ

